

特定商取引に関する法律施行令の改正について

2023年6月29日
消費者庁取引対策課

消費者委員会への諮問について

- ✓ 特定商取引法第64条第1項の規定により、以下の事項に関する政令の制定又は改正に当たっては、消費者委員会への諮問が必要

【諮問事項】

- 特定商取引法第26条第1項第8号二に規定する、適用除外に係る規定の改正

○特定商取引法

(消費者委員会及び消費経済審議会への諮問)

第六十四条 主務大臣は、第二条第四項第一号、第二十六条第一項第八号二、第三項、第四項各号、第五項第一号若しくは第二号、第六項第二号若しくは第七項第二号、第四十一条第一項第一号（期間に係るものに限る。）若しくは第二項、第四十八条第二項、第五十八条の四又は第五十八条の十七第二項第二号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、政令で定めるところにより、消費者委員会及び消費経済審議会に諮問しなければならない。

2 (略)

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の改正について

- ✓ 近年における地域旅客運送サービスを取り巻く厳しい状況に鑑み、その持続可能な提供の確保に資する関係者の連携と協働による取組を一層推進するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。)、鉄道事業法(昭和61年法律第92号。)及び道路運送法(昭和26年法律183号。)について措置を講じる改正を行う地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律18号。)が成立し、令和5年4月28日に公布された。
- ✓ その施行に伴い以下の政令について、所要の規定の整理を行うもの。
 - 特定商取引に関する法律施行令(昭和51年政令第295号。)
 - ・ 改正法による道路運送法の条ずれ措置を行う。

特定商取引法の適用除外について

- ✓ 特定商取引法においては、他の法律の規定によって、訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売(以下「訪問販売等」という。)に係る取引を行う購入者等の利益を保護することができるものと認められる場合は、訪問販売等の各規制の適用除外としている。
- ✓ 適用除外については、各個別法において、実効性のある規制体系が構築されているか否か、つまり不当な勧誘や広告等について、以下の2点が満たされているかにより判断している。
 - ①消費者被害に対する是正措置が整備されていること
 - ②是正措置を発動することが可能となるような法目的との整合性

○特定商取引法 (適用除外)

第二十六条 前三節の規定は、次の販売又は役務の提供で訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。

一～七 (略)

八 次に掲げる販売又は役務の提供

イ～ハ (略)

ニ イからハまでに掲げるもののほか、他の法律の規定によつて訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売における商品若しくは特定権利の売買契約又は役務提供契約について、その勧誘若しくは広告の相手方、その申込みをした者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益を保護することができるものと認められる販売又は役務の提供として政令で定めるもの

2～10 (略)